

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

（IV-1-2 マスタープラン）

改正案	現 行
<p>IV-1-2 マスタープラン</p> <p>1. 都市計画区域マスタープラン</p> <p>（1）基本的考え方</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 都市計画区域マスタープランを定めるに当たっては、広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましい。この場合、例えば複数の都市計画区域で広域的なマスタープランを策定したうえで、これを踏まえて各都市計画区域マスタープランを策定することも考えられる。</p> <p><u>さらに、以下に例示するような都市計画区域を越えて広域的な調整を行う必要性が高いと考えられるような地域については、都市計画区域マスタープランにおいて複数の都市計画区域にわたる広域的・共通の事項を明らかとすることが望ましい。また、複数の都市計画区域を対象とし、一体の都市計画区域マスタープランを策定することも考えられる。なお、その際は、都市計画決定・変更の内容の明確化、住民に対する分かりやすさを保つ観点から、複数の都市計画区域に共通する部分と、各都市計画区域のみに関する部分を明確に区分した構成とすることが望ましい。</u></p> <p><u>イ) 交通や各種施設の立地等土地利用の広域化に対応し、広域調整を強化する必要がある場合</u></p> <p><u>ロ) 大都市地域等において、市街地が行政区域を越え連たんしているが、計画単位として市町村別に都市計画区域を設定している場合</u></p> <p><u>ハ) 広域合併した市町村において、行政区域</u></p>	<p>IV-1-2 マスタープラン</p> <p>1. 都市計画区域マスタープラン</p> <p>（1）基本的考え方</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 都市計画区域マスタープランを定めるに当たっては、広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案することが望ましい。この場合、例えば複数の都市計画区域で広域的なマスタープランを策定したうえで、これを踏まえて各都市計画区域マスタープランを策定することも考えられる。</p>

内の状況が一様ではないため、複数の都市計画区域を含む場合（このことにより都市計画区域マスタープランより市町村マスタープランの対象が広域である状態を解消する場合等）

⑥～⑧ 略

（２）都市計画の目標 略

（３）区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

① 区域区分の有無

法第6条の2第2項第1号に基づき、区域区分の有無を定めるに当たっては、①市街地の拡大の可能性、②良好な環境を有する市街地の形成、③緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うとともに、次に掲げるところによるべきである。

1) 法第6条の2第2項第1号に基づき、区域区分の有無を定めるに当たっては、少なくとも次の項目について調査・検討するべきである。

a～f (略)

2)・3) (略)

② 区域区分の方針

法第6条の2第2項第1号に基づく区域区分の方針には、少なくとも次の項目について記載するべきである。

1)～2) (略)

③ 市街化区域の規模

1) 基本的考え方

(略)

2) 市街化区域の規模の設定

a 市街化区域の規模の設定は、都市計画基礎調査を踏まえた、おおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、住宅用地、商業用地、工業用地、公共施設用地その他の用地に必要な面積を算出したうえで、その範囲内において行うことが望ましい。この際、市街化区域内において未利用、低利用となっている土地の区域については、望ましい市街地像を

⑥～⑧ 略

（２）都市計画の目標 略

（３）区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

① 区域区分の有無

法第6条の2第2項第2号に基づき、区域区分の有無を定めるに当たっては、①市街地の拡大の可能性、②良好な環境を有する市街地の形成、③緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮の視点から行うとともに、次に掲げるところによるべきである。

1) 法第6条の2第2項第2号に基づき、区域区分の有無を定めるに当たっては、少なくとも次の項目について調査・検討するべきである。

a～f (略)

2)・3) (略)

② 区域区分の方針

法第6条の2第2項第2号に基づく区域区分の方針には、少なくとも次の項目について記載するべきである。

1)～2) (略)

③ 市街化区域の規模

1) 基本的考え方

(略)

2) 市街化区域の規模の設定

a 市街化区域の規模の設定は、法第六条第一項に規定する都市計画に関する基礎調査（以下「都市計画基礎調査」という。）を踏まえた、おおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、住宅用地、商業用地、工業用地、公共施設用地その他の用地に必要な面積を算出したうえで、その範囲内において行うことが望ましい。この際、市街化区域内において

示すとともに、必要な規制誘導策を講じることにより、有効な利用を図るよう努め、低未利用地を多く残したまま市街化区域がいたずらに拡大することは厳に避けるべきである。

b・c・d・e (略)

(4) 主要な都市計画の決定の方針
(略)

2. 市町村マスタープラン

(1) 基本的考え方

①～④ 略

⑤ 市町村マスタープランには、各市町村の判断で、各種の社会的課題（環境負荷の軽減、都市の防災性の向上、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。

また、緑の基本計画、都市・地域総合交通戦略、市街地整備基本計画、地下利用のガイドプラン等都市計画に関連した分野別の計画の内容のうち必要な事項をこれにも位置づけることが望ましい。

⑥ (略)

(2) 配慮すべき事項

(略)

(3) 住民の意向反映、周知等

(略)

未利用、低利用となっている土地の区域については、望ましい市街地像を示すとともに、必要な規制誘導策を講じることにより、有効な利用を図るよう努め、低未利用地を多く残したまま市街化区域がいたずらに拡大することは厳に避けるべきである。

b・c・d・e (略)

(4) 主要な都市計画の決定の方針
(略)

2. 市町村マスタープラン

(1) 基本的考え方

①～④ 略

⑤ 市町村マスタープランには、各市町村の判断で、各種の社会的課題（環境負荷の軽減、都市の防災性の向上、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成、集約型都市構造の実現等）への都市計画としての対応についての考え方を、必要な関係部局と調整を図ったうえで、記述することも考えられる。

また、緑の基本計画、市街地整備基本計画、地下利用のガイドプラン等都市計画に関連した分野別の計画の内容のうち必要な事項をこれにも位置づけることが望ましい。

⑥ (略)

(2) 配慮すべき事項

(略)

(3) 住民の意向反映、周知等

(略)